

ブラックスタート機能(2029年度向け)調達に係る意見募集の回答について

	該当箇所	ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
1	要綱P11	<p>7.入札価格、逸失利益相当額及び最低保証額 (1)入札価格</p> <p>(確認) 入札価格の以下算定式について期待利潤とは、必要kW・kWhを考慮していないものでそこから必要kW・kWh分の期待利潤を減少分として減ずることによりか 入札価格 = 契約電源等を維持するために要する年間費用 - (期待利潤 - 期待利潤の減少分)</p>	ご認識の通りです。
2	要綱P13	<p>8.落札案件の決定 (1)落札案件の決定</p> <p>(原案)評価用入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。 (修正案)基本料金が安価なものから落札案件を決定いたします。 評価用入札価格に関する記載の削除および、基本料金の説明の追加。 (別紙参照) 【理由】制度設計上、容量市場約定結果がBS公募の落札結果よりも後に決定するため落札電源の決定においてNetCONEの値を用いて容量市場からの想定期待利潤を算定し、評価用入札価格にて判定しているものと認識している。2028年度向けの入札までは逸失利益相当を支払う制度ではなかったところ、2029年度向けの入札からは逸失利益相当も含めた評価用入札価格にて落札電源を決める募集要綱になっているが、実際の容量市場価格次第では、TSO側の支払いが多くなる場合があり、社会コストが増えるリスクがあるものと思料。(例えば、容量市場価格が0円/kWhとなった場合は、固定費が小さい電源の方を約定させる方が社会コストが少ない案件となるところ、NetCONEでの評価を行うことで、固定費が高い案件が落札されるような場合が発生)。そのため、必要な社会コストに基づき適切に落札案件が決定されるよう、評価用入札価格ではなく基本料金により、落札案件を決定すべきと思料。なお、基本料金に基づき落札案件を決定するためには、容量市場の約定処理のタイミングで落札案件を決定する必要。上記修正に伴い、評価用入札価格は不要であり、別紙のような記載の削除が必要と思料。</p>	<p>第71回および第74回制度設計専門会合の議論を踏まえ、容量市場収入控除の影響を考慮し、正味の価格で競争力のある電源を確保するよう評価用入札価格を設定したものとありますが、本公募と容量市場とのタイミングの関係上、容量市場収入は想定によらなければならず、Net CONEよりも高値になる可能性も安値になる可能性もあることを踏まえたうえでの専門会合における整理となります。</p> <p>ご提案いただいた容量市場とBS公募の同時実施等、根本的な見直しについては関係各所と連携しつつ検討を継続いたしますが、2029年度向け公募につきましては、上記専門会合の議論も踏まえまして、原案通りとさせていただきます。</p>
3	要綱P15	<p>9.主な契約条件 (2)料金</p> <p>(原案)a.の算定式により算出した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を基本料金といたします。 (修正案)「ロ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額を下回る場合」は最低保証額と逸失利益相当額の合計を基本料金とする 【理由】「ロ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額を下回る場合」については、a.の算定式における(入札価格-容量市場から支払われる対価相当額)において負の値となる。(参考シートにおける③) P13記載のロ(イ)における逸失利益相当額の算定式を用いて、a.の算定式を表現すると、以下の通りとなり、上記負の値分だけ、基本料金が減少し、事業者が得られるべき収益相当額を正しく基本料金にて算定できていないと思料。</p> <p>基本料金 = (入札価格 - 容量市場から支払われる対価相当額) + [(期待利潤の減少分 + 容量市場から支払われる対価相当額の減少分) - 最低保証額]</p> <p>「ロ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額を下回る場合」においては、上記状況が必ず発生することであるため、基本料金の算定式を「最低保証額と逸失利益相当額の合計」とすることで事業者が得られるべき収益相当額の算定ができるのではないかと。 なお、当該修正については、評価用入札価格の記載が残る場合に8.(1)の落札案件の決定における評価用入札価格においても修正が必要。 (詳細は参考シート参照) 記載案については、別紙「8.落札案件の決定(1)落札案件の決定」に記載</p>	ご指摘いただいた点などを踏まえまして、評価用入札価格および基本料金算定式を修正いたしました。修正内容につきましては別紙「ブラックスタート機能募集要綱変更」に伴う新旧対照表」をご確認ください。
4	要綱P16	<p>9.主な契約条件 (4)必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更</p> <p>(確認) 必要kW・kWhの変更時に基本料金を再算定するが、変更時に年間費用や、kW・kWhを考慮していない期待利潤の再算定を実施するののか</p>	<p>ご指摘いただいた「9.主な契約条件(4)必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更」については、以下の通り修正させていただきます。</p> <p>(修正前)必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が増加となったとき、変更後の必要電力(kW)または必要電力量(kWh)にて基本料金の再算定を実施するものいたします。</p> <p>(修正後)必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が増加となったとき、変更後の必要電力(kW)または必要電力量(kWh)にて基本料金の再算定の実施について協議を実施するものといたします。</p> <p>必要kW・kWh変更時における基本料金の再算定協議においては、BS必要量変更によって影響を受ける範囲を対象とし、BS必要量変更によって影響を受けない年間費用や、必要kW・kWhを考慮していない期待利潤の再算定などは含みません。</p>

ブラックスタート機能(2029年度向け)調達に係る意見募集の回答について

該当箇所		ご意見・お問い合わせ・理由	当社からの回答
5	要綱P16 9.主な契約条件 (4)必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更	(確認) BS機能に必要なkW・kWhが増加となった場合に、契約者は容量市場からの部分退出する必要があるが、部分退出に伴うペナルティは発生するのか、またはTSOから補填されるか	ご指摘いただいた「9.主な契約条件(4)必要電力(kW)または必要電力量(kWh)の変更」については、以下の通り修正させていただきます。 (修正前)必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が増加となったとき、変更後の必要電力(kW)または必要電力量(kWh)にて基本料金の再算定を実施するものといたします。 (修正後)必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が減少となったとき、または、 契約者の責によらず 必要電力(kW)もしくは必要電力量(kWh)が増加となったとき、変更後の必要電力(kW)または必要電力量(kWh)にて基本料金の 再算定の実施について協議 を実施するものといたします。 BS必要量増加に伴い、容量市場からの部分退出が必要となった場合、容量市場におけるペナルティの発生については容量市場での契約において判断がなされることとなります。ペナルティが生じた場合に、一般送配電事業者(TSO)から補填するかどうかについては協議の上で決定することとなります。